

最近の判例から (11) - 猫の糞尿等の悪臭 -

飼育する複数の猫の糞尿等に起因する悪臭は受忍限度を超えていると言わざるを得ないとして、悪臭発生の差止請求を認め、損害賠償請求についても一部認容した事例

(東京地判 平23・7・29 ウエストロージャパン) 石原 賢太郎

隣地に居住する被告が飼育する複数の猫の糞尿等に起因する悪臭により損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償及び人格権に基づく悪臭の発生の差止めを求めた事案において、格別悪臭を低下・消滅させるような対策を取ったとは認められず、悪臭は公法上の基準を超えており、受忍限度を超えていると言わざるを得ないとして、差止請求を認めた上、損害賠償請求についても一部認容した事例（東京地裁 平23年7月29日判決 一部認容 ウエストロージャパン）

1 事案の概要

(1) 被告Yは、平成15年以降、複数の猫をY宅で飼うようになり、隣接する土地に居住している原告X1、X2及びX3は、次第に、Yが飼育する猫の糞尿とこれに起因する悪臭や、これらの猫が自宅の敷地に侵入することに悩まされるようになった。このため、X1らは猫よけの薬剤の散布などを行ったが、十分な効果は得られなかった

(2) X1らはYの猫による被害に対処するために保健所、警察及び区役所などに相談に行くようになった。そして、X1は、平成22年8月26日、臭気測定士に悪臭測定を依頼し、同測定士がX1宅の敷地とY宅の敷地の境界において悪臭防止法2条2項で規定されている臭気指数（以下「臭気指数」という。）を測定したところ、臭気指数は15と判定され、

同年9月22日にも同様に測定したところ、臭気指数は17と判定された。なお、X1らおよびYが居住する地域は、第1種低層住居専用地域であるところ、同地域では事業活動によって生じる悪臭については臭気指数10を限度（悪臭防止法4条、東京都告示第641号）とするように規制されている。

(3) X1らは、臭気指数の測定と平行して被告に対して直接面談交渉を求めたり、内容証明郵便や手紙で苦情を申し立てたり、X1が代表して民事調停を申し立てたりしたが、Yから手紙が届くことはあったものの、Yが直接交渉に応じることはなかった。

(4) そして、X1らは、Yが飼育する複数の猫の糞尿等に起因する悪臭により損害を被ったとして、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償及び人格権に基づく悪臭の発生の差止めを請求した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように述べ、請求を一部認容した。

(1) 差止め及び損害賠償の理由となる悪臭の有無について

①平成15年以降、YはY宅において猫を飼育するようになり、次第に糞尿やこれに起因する悪臭にX1らが悩まされるようになったこと、平成22年9月の時点では原告X1とY宅の敷地の境界で臭気指数17の悪臭が発生して

いたこと、現時点でもX 1が臭気指数を測定したときと変わらない悪臭及び糞尿被害が発生していることが認められ、これによれば、現時点においてもY宅周辺では臭気指数17またはそれに近い悪臭が生じていると認められる。Yは消臭炭シートと記載された段ボールを購入したことを除けば、猫の進入を防ぎ、または悪臭を低下・消滅させるような対策をとったことを認めるに足りる証拠はない。

②悪臭が受忍限度を超えているか否かを検討するに当たっては、悪臭が公法上の基準を超えているか否かが重要な考慮要素になると解すべきであり、同基準を超える悪臭が発生している場合には特段の事情がない限り、同悪臭は受忍限度を超えていると認めるのが相当である。

③X 1らの居住地域においては、事業活動により生じる悪臭については臭気指数10がその限度とされているところ、事業活動によって生じる悪臭と猫の糞尿による悪臭の受忍限度を別異に取り扱うべき理由は認められない。そうすると、X 1宅の敷地とY宅の敷地の境界線において、現時点においても上記基準を大幅に上回る臭気指数17ないしはそれに近い悪臭が発生していると認められるのであるから、X 1宅の敷地とY宅の敷地との境界において生じている悪臭が受忍限度を超えていることは明らかである。また、同様に隣接しているX 2及びX 3の居宅の敷地とY宅の敷地の境界線においても、X 1の居宅の敷地とY宅の敷地との境界と同様に悪臭が生じていると推認することができ、X 1と同様に受忍限度を超えていると認められる。

④よって、X 1らの請求のうち、差止めに係る部分は理由がある。また、Yが悪臭を生じさせていることについては、X 1らに対する不法行為が成立する。

(2) 損害について

①X 1が所有する賃貸家屋（家賃135000円）は、悪臭等があるため、平成22年1月ころから現在に至るまで空室となっていることが認められるから、空室損害としてX 1が請求する同年5月から12月までの家賃相当額108万円は損害として認めることができる。よって、X 1による損害賠償の請求については、147万円（家賃相当額108万円、慰謝料24万円、弁護士費用15万円）の限度で理由があり、その余の請求は理由がない。

②X 2及びX 3についても、X 1と同様の状況にあるといえるから、平成22年5月ころにはY飼育の猫による悪臭及び糞尿による被害が受忍限度を超える程度に至っていたと認められる。よって、X 2及びX 3による損害賠償の請求については、各29万円（慰謝料24万円、弁護士費用5万円）を請求する限度において理由があり、その余の請求は理由がない。

3 まとめ

本事例は、隣地居住者が飼育する複数の猫の糞尿等に起因する悪臭により損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償及び人格権に基づく悪臭の発生差止めを求めた事案において、差止請求及び損害賠償請求を認めた事例であり、実務上参考になると思われる。

なお、タウンハウスの区分所有者が複数の猫に継続的餌やりを行ったことによる糞尿等被害に対し損害賠償請求を一部認めた事例（東京地判 H22.5.13）があるので、あわせて参考とされたい。